

ひょうごボランティアプラザ 交流サロン及びセミナー室における 新型コロナウイルス感染防止ガイドライン

令和2年5月22日
(令和2年6月11日改定)
(令和2年7月31日改定)
(令和2年11月1日改定)
(令和3年1月14日改定)
(令和3年3月1日改定)

1 はじめに

国、兵庫県の指針及び業種別ガイドラインに基づき、ひょうごボランティアプラザ感染防止ガイドラインを定めています。今後も国、県の指針に基づき見直しを行います。利用される際は、ガイドラインに沿ったご利用をお願いいたします。

2 ガイドライン

① 換気

- ◇ 30分に1回、5分程度、ドアを全開する。
- ◇ 印刷室は、交流サロンの利用がない場合は、ドアを全開にする。

② 施設内の混雑の緩和

◇ 入場者の制限

原則として**通常定員の半分程度**の利用とする。

・ **セミナー室：30名（通常60名）**

・ **ミーティングコーナー：1ブース 4名（通常7名）**

・ **フリースペース：7名（奥5名、受付前2名）**

- ◇ **滞在時間の制限**により同時に多数の人が集まらないようにする。
 - ・ 時間帯ごとに予約を受け付け、**原則2時間以内**の利用とする。
 - ※**セミナー室においても可能な限り2時間以内での利用を促す。**

③ 人と人との距離の確保（「密接」の回避）

◇ **最低1m**の対人距離を確保する。

- ・ **座席を一つおきにする。**
3人掛け机の場合は、2机につき2～3人での利用とする。
- ・ そうでない場合には、**一人あたりの専有面積を最低3㎡程度**として施設内の**人数を制限**する。

- ◇ **近距離での大声による会話や発声を避ける。**
- ◇ 対面を避けるために**受付では、一定の距離**をとる。

(2) 他の感染防止対策

① マスクの着用

施設の利用に際しては、**必ずマスクを着用**する。

② 手洗い・手指消毒

利用者は入場時に、手指消毒、手洗いを実施する。※ 入口に消毒設備を設置。

③ 利用団体や主催される会議等の参加者の連絡先把握

万が一感染が発生した場合に備え、**利用者の連絡先を把握**する。利用団体等は、**主催する会議等の参加者の連絡先を必ず把握**しておく。また、スタッフや参加者の中で**感染者を確認した場合は、直ちに当プラザへ報告**する。

※ 個人情報の保護について

プラザが収集した情報は、お知らせとともに、新型コロナウイルス感染症対策の関係機関である保健所等医療機関への情報提供のみに利用し、目的外に利用しない。

④ 体調チェック

◇ **利用者**に対して、**軽度であっても発熱**（例えば平熱より1度以上）や**風邪症状**（せきやのどの痛みなど）、**嘔吐・下痢等の症状**があれば**利用しないように呼びかける**とともに、入口で利用者への**体調確認**を行う。

◇ **交流サロン受付にて利用者全員に検温**を行う。
37.5度以上の発熱が認められた場合は、利用不可とする。

⑤ 清掃・消毒

他人と共用する机や椅子、その他物品など、複数の人の手が触れる場所は、**利用後、利用者による清拭消毒**を行う。

※机用の消毒液、ペーパータオルを設置。

3 兵庫県新型コロナ追跡システム

感染拡大を防ぐため「**兵庫県新型コロナ追跡システム(※)**」を**導入**。利用者に登録を促す。

※ 施設で感染が確認された時に県が感染拡大のおそれを判断して、LINEメッセージまたはメールにより注意喚起情報を提供。

4 ガイドラインの順守に向けて

本ガイドラインに反する行為がある場合は、①即座にその利用を取り消す、②コラボネットに登録する資格を抹消する、ことがある。